

# スマートフォンで納付ができます！

令和2年12月以降\*24時間365日、自宅でいつでも簡単に納付が可能になります。

※ただし、令和2年度分については、当初納税通知書等をお持ちの方が今後お支払いする場合の使用に限ります。

必要なものはスマートフォンとアプリだけ。  
納付書のバーコードをスマートフォンで読み取り、  
アプリを通して市税等を納付することができます。  
今までのように、コンビニエンスストアや納付窓口  
に出向かなくても納付することが可能になります。

使用可能アプリはこちら↓

PayPay



LINEPay



PayB



ただし、領収書（「軽自動車税 納税証明書 継続検査用」を含む。）は発行されませんので、領収書が必要な方は、コンビニエンスストアや納付窓口をご利用ください。

## 【納付できる税・料金等】

市県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料（市が徴収を行う施設）、給食費、市営住宅使用料、水道料金、農業集落排水使用料、公共下水道使用料、浄化槽使用料、市営駐車場使用料、市有地貸付料、ケーブルテレビ使用料

※養護老人ホーム入所負担金は、対象外です。

## ▽利用方法▽

アプリをダウンロードし、利用方法をご確認ください。

※アカウントの登録が必要です。

※ご利用できない金融機関があります。

## ▽留意事項▽

※コンビニ納付用のバーコード付き納付書が必要です。

※アプリのご利用は無料ですが、ダウンロードや利用時にかかる通信料は、別途利用者負担となります。

※汚れや破損などのためにバーコードが読み取れない納付書や、納付金額が訂正された納付書はご利用できません。

※スマートフォンの端末機によっては、アプリをご利用できないことがあります。

※スマートフォンで納付した後の納付書は、再度ご使用なさないでください。スマートフォンでの納付とほかの納付方法とで多重納付をした場合は、納付した科目の本市担当課にお問い合わせください。

※口座振替の登録をしている方がご利用しようとする場合は、多重納付となる恐れがありますので、必ず本市担当課にご確認ください。

【お問い合わせ先】 豊後大野市役所（Tel. 0974-22-1001）

税務課 高齢者福祉課 市民生活課 子育て支援課 学校教育課  
建設課 上下水道課 財政課 総務課